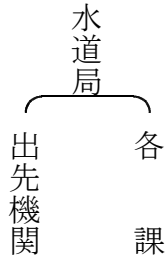


奈良県営水道企業管理規程第四号



奈良県水道局事務分掌規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一条の二の表中「業務課」を「総務課」に、「県域水道一体化推進係」を「財務計画係 業務計画係」に改める。

第二条総務課の項の次に次のように加える。

総務課 県域水道一体化準備室

県域水道の一体化の推進に関すること。

第二条業務課県域水道一体化準備室の項を削る。